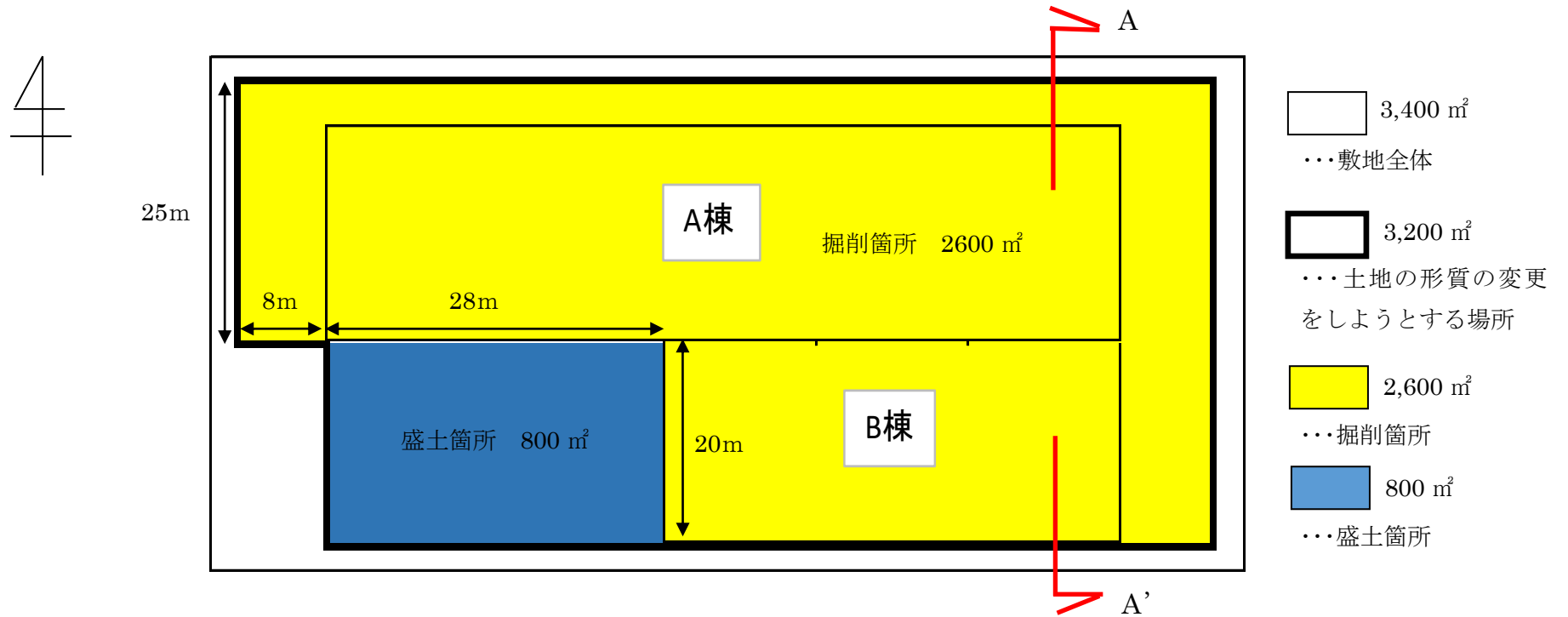


土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）

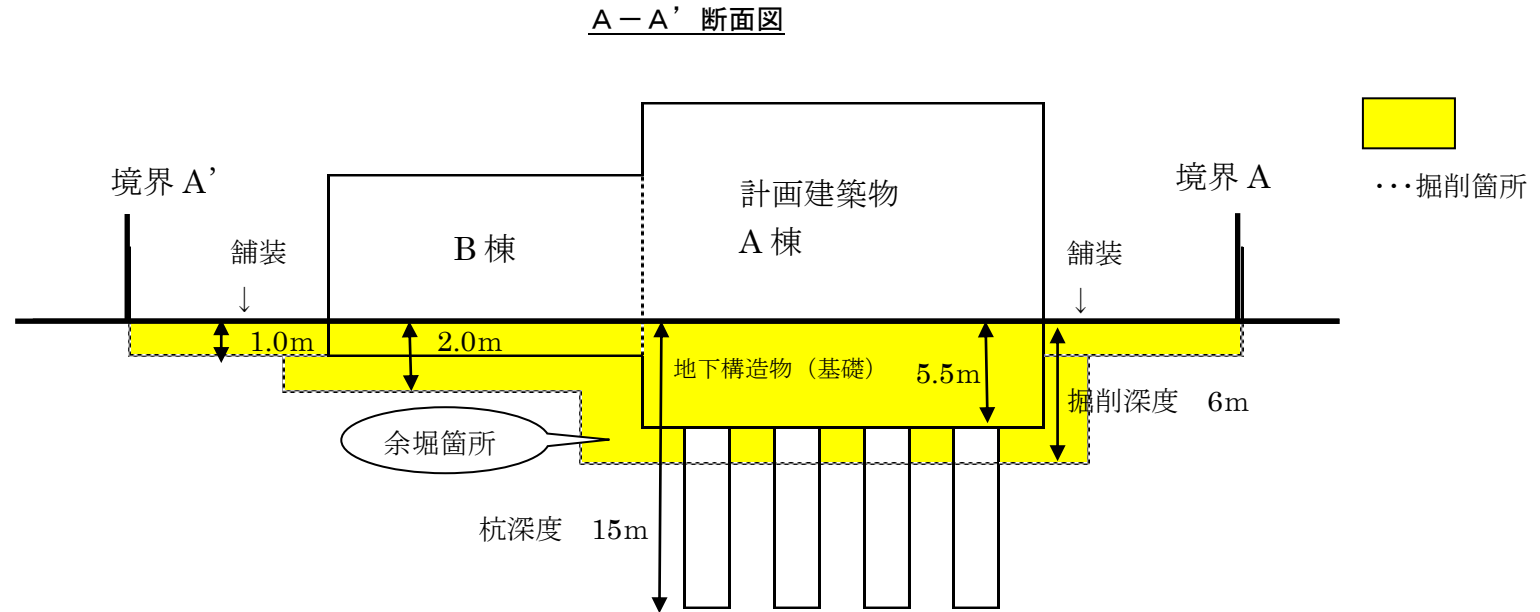
【作成例】



- 「土地の形質の変更をしようとする部分の場所(面積)」、「掘削部分の場所 (面積)」、「盛土部分の場所 (面積)」は必ず記載する。
- 土地の形質の変更をしようとする場所の位置を明確にするため、必要に応じて距離を記入する。なお、範囲が筆境の場合は、図面に筆境線を記入することで足りるものとする。
- 建築物を建設する場合、建物を配置する位置も明記する。(建物内部の間取りは不要)

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（立面図・断面図）

【作成例】



○土地の形質の変更をしようとする範囲における掘削深度を図面上に明示する。深さが数種類ある場合は、それぞれの代表的な深さを示すこと。掘削深度と杭深度がある場合は両方記載する。

（建築物を建設するにあたり、余掘をする部分も掘削深度に含む。）

○地下構造物等の建設に伴う掘削深度が 50cm 未満であっても、支持杭等を築造しその杭深度が 50cm 以上であれば、届出が必要。

○現況地盤面より深くにおそれが生じた場所がある場合等は、最大形質変更深さと汚染のおそれのある高さを断面図に明示する。